別記様式(附則第六条関係)

(表)

第　　号

独立行政法人労働者健康安全機構法附則第5条第2項の規定による身分証明書

写 真	官　職 氏　名 年　　月　　日

印

厚生労働大臣

備考　用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

(裏)

独立行政法人労働者健康安全機構法(抜粋)

附　則

(機構の業務の委託等)

第4条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第3項及び第4項に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。

2　略

3　略

(報告及び検査)

第5条　厚生労働大臣は、附則第3条第3項及び第4項に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第9条　附則第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。